

下中居・矢中地区 地区計画の内容

名 称	下中居・矢中地区 地区計画	
位 置	高崎市 下中居町、矢中町の各一部	
面 積	約 9.7ha	
地区計画の目標	当地区は、高崎市の中心部から東南へ約 3.0 kmに位置し、組合施行による下中居士地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を中心とした整備が進行中である。当地区は、事業後に予想される建築行為について、建築物の用途の混在などによる居住環境の悪化を防止し、事業効果の増進を図り、併せて良好な住環境の形成を目指す。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	事業地全体との調和のとれた街づくりを行うため、建築物の規制、誘導を推進し、住宅地を中心とした合理的な土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	本区域内における地区施設は、土地区画整理事業により一体的に整備されるので、これらの地区施設の機能が損なわれないよう維持、保全する。
	建築物等の整備の方針	建築物は、住宅を中心とした居住環境を損なわないよう、風俗営業、その他これらに類する建築物の用途の制限を行い、事業地全体と調和のとれた居住環境が形成されるよう規制、誘導を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの (2) ホテル又は旅館
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	本区域内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板は、設置してはならない。ただし、公共的なものについては、この限りではない。

